

令和3年度第2回船橋市権利擁護支援等推進協議会 (書面会議) 会議録

- 1 開催日時 (開催期間)
令和3年9月15日 (水) から令和3年10月15日 (金) まで
- 2 開催場所
書面会議
- 3 出席者
 - (1) 委員
佐藤彰一委員、矢部智之委員、森本亨委員、澁澤茂委員、野口友子委員、赤堀久里子委員、原田裕仁委員、丸山恭平委員
 - (2) 庁内関係課
地域福祉課、障害福祉課、地域保健課
 - (3) オブザーバー (家庭裁判所)
斉藤浩一主任書記官、吉田真悟主任書記官
 - (4) 事務局
書面会議のため該当なし
- 4 欠席者
なし
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
船橋市成年後見制度利用促進基本計画素案の確認について (公開)
- 6 傍聴者数
書面会議のため該当なし
- 7 決定事項
<議題>
船橋市成年後見制度利用促進基本計画素案の確認について
・・・議題について、各委員からの意見を書面にて提出いただいた

8 議事【ご意見及び回答】※順不同

(1) 矢部智之委員

ご意見	対応、回答等【事務局】
<p>(計画素案の修正)</p> <p>p 2 生活・権利を守るために自ら主張できるように支援すること</p> <p>⇒自らの意思決定を支援し、日常生活面及び法律面で</p>	<p>権利擁護の説明につきましては、権利擁護自体が意思決定支援から虐待の対応等、様々な場面が想定されます。市民の皆様に説明をさせていただくにあたり、解り易い表現がよいと考え、現在の表現にいたしました。</p>
<p>(計画素案の修正)</p> <p>p 4 0 判断能力が低下しても身寄りの支援が受けられない場合</p> <p>⇒判断能力が低下しているか否かにかかわらず、(もしくは削除)</p>	<p>ご意見のとおり、“判断能力が低下しても”という文言は削除いたします。</p>
<p>(計画素案の修正)</p> <p>p 4 7 継続性や専門性を必要とする事案</p> <p>⇒特殊性</p>	<p>“法人後見”につきましては特殊性の高いケースに対応することもございますが、必要性を記した部分であるため”専門性を必要とする“とさせていただきます。法律の対応が必要であれば、弁護士や司法書士の専門性を必要とし、福祉的な対応が必要であれば福祉の専門性が必要であるという意味から”専門性“という言葉を使用しております。</p>
<p>(ご意見)</p> <p>p 4 0 (3) 身寄りのいない人への支援 について、身元保証をライフエンディング事業の一環として取り入れたい。特に監督・監査機能が必要。</p>	<p>身元保証の問題につきましては、お金の支払いや亡くなった時の身元の引き受け等、様々な問題から派生してくるものであると考えます。市といたしましては、市民が予め準備できるような啓発活動、終活のサポート、成年後見制度の適切な活用等、様々な権利擁護支援を充実させていくことから進めていく必要があると考えております。</p>
<p>(ご意見)</p> <p>p 4 8 令和4年から市民後見人養成講座は廃止になるのか、権利擁護サポーター養成講座と名称変更して中核機関が行うのか不明ですが、p 4 6, 4 7に「市民後見人養成講座」と記載されています。いずれにせよ、全市民関与型を目指すなら、必要な事業と思います。</p>	<p>現在、市民後見人養成講座は障害福祉課で実施しております。中核機関設置後については、市民後見養成講座の在り方について精査し、実施方法について検討してまいります。p 4 7の表記につきましては、市民後見人養成講座とサポーター養成講座が混在していることから権利擁護サポーター養成講座に統一いたします。</p>

(2) 原田裕仁委員

ご意見	対応、回答等【事務局】
<p>(ご意見)</p> <p>p 3 9</p> <p>「ライフエンディング事業の実施・・・」という表現について</p> <p>「ライフエンディング事業」は「終活」を意味している表現だと思いますが、「事業の実施」となると、「終活事業」自体を市が主体となって実施するものと誤解される可能性があります。</p> <p>千葉県などでは「エンディングサポート会議」などとして実施しています。船橋市の本事業も「サポート」とう文言を加えて、</p> <p>「ライフエンディングサポート事業」としてはいかがでしょうか？</p> <p>この表現の方が、市民が主体となって「終活」活動を行うことに対して、市はその「サポート」をする事業であるということを示すことで、市民により分かりやすくなると思います。</p>	<p>市民が主体となることが重要と考えます。ご意見のとおり“サポート”を加えてまいります。</p>
<p>(計画素案の修正)</p> <p>p 4 0</p> <p>「成年後見利用支援事業」について、</p> <p>「船橋市が家庭裁判所へ申立てを行います。」の文言表現を、「船橋市長が家庭裁判所へ申立てを行います。」へ変更したほうが良いと思います。</p> <p>また、権利擁護における成年後見制度の利用促進を目指した中で「成年後見利用支援事業」の説明を行うのであれば、申立費用の助成や後見人の報酬助成の説明についても触れた方が、より成年後見の利用促進につながると思います。</p> <p>過去に、申立費用や後見人に対する報酬の確保ができないために後見制度の利用に踏み切れない相談事例もあったためです。</p> <p>「成年後見制度が必要となった場合、自身で申立てができない状態である場合、通常ご本人の親族</p>	<p>p 40 の文章表現について“船橋市長”という表現は正しいのですが、一般市民に向けての説明では“船橋市”を用いております。</p> <p>報酬助成の文章につきましては、ご意見を参考に説明を加えてまいります。</p> <p>追記</p> <p>→また、成年後見制度を利用するにあたって必要となる費用を負担することが困難な人に対して、市が後見人等への報酬助成を行います。</p>

<p>が申立てを行います、中には身寄りがいない方もいらっしゃると思います。身寄りがいない方に対して、申立ての必要性があるときには船橋市長が代わって申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが特に困難な人に対して、市が、裁判所への申立てにかかる費用や後見人等への報酬の助成を行います。」</p> <p>といった説明文書にしてはいかがでしょうか？</p>	
<p>(ご意見)</p> <p>「居住支援事業など」について、本協議会の委員である船橋市社会福祉協議会に「船橋市居住支援協議会」というものがあり、船橋市と船橋市社会福祉協議会の事業として「住まいるサポート船橋」というものがあります。この事業は、船橋市社会福祉協議会の事業でもあり、「住まい探して困っている65歳以上の高齢者の方などの相談を受け、市内賃貸物件への転居がスムーズにできるようサポートする事業」であり、権利擁護の視点から利用する市民にとって、とても重要な事業と考えます。</p> <p>したがって、本協議会において作成する「居住支援事業」の説明文書において、この事業についても掲載するなどしてPRしてはいかがでしょうか？</p> <p>但し、1点気になる点は、「船橋市居住支援協議会」の委員に、学識経験者や業界団体の代表はいるものの、弁護士等法律専門職がない点です。この事業は、単に「居住支援事業」だけではなく、「身じまいサービス」といったオプション事業もあり、ご本人の死亡後、有償で行政への手続や死後事務等の法律行為も行っている可能性もあります。</p> <p>市民の権利擁護の視点では活用しやすい事業ですが、本事業における説明文書で掲載を行うには、本協議会と「船橋市居住支援協議会」との協議や連携が必要になるのかもしれませんが。</p>	<p>ここで申し上げております、居住支援事業につきましては「住まいるサポート」を指しております。住まいるサポートだけではなく、幅広い制度や事業間の連携のことを鑑み、現在の表記にしております。</p> <p>住まいるサポートの表記につきましては、p27、p51にも記載しております。</p>

<p>ただ、いずれにしても、市民を支援する制度としてPRすることは良いことだと考えます。</p>	
--	--

(3) 野口友子委員

ご意見	対応、回答等【事務局】
<p>(ご意見)</p> <p>p 47 具体的な取り組みについて</p> <p>現在は、障害者に特化した形で、後見センターで相談を受け、NPO 法人 PAC ガーディアンズが後見人等を受任しています。高齢者からの相談も増え、R3 年 5 月、法人の定款を、高齢者の相談、受任を受けられるように変更しました。直ぐに相談窓口を広げることは、難しいですが、新たに法人後見を担う事業所ができれば、協力、連携していきたいと思えます。</p>	<p>後見人の支援、法人後見の支援等につきましては障害者成年後見支援センターのノウハウ無くしては難しいものと考えております。</p> <p>ご協力のほど、お願いいたします。</p>
<p>(ご意見)</p> <p>p 48 市民後見人養成講座</p> <p>R4 年度から行われないとありますが、約 50 名の方が法人後見の事務執行者として活動しています。受任件数も増え、今後益々必要と考えます。</p>	<p>市民後見人養成講座につきましては現在、障害福祉課が事業を行っております。令和 4 年度に“中核機関”では行いませんが、今後につきましては事業の在り方について障害福祉課と協議の上、実施の検討を進めてまいります。</p>

(4) 丸山恭平委員

ご意見	対応、回答等【事務局】
<p>(計画素案の修正)</p> <p>p 26 ①日常生活自立支援事業の利用者数の右横に <u>(単位：人)</u> を加え、表中の利用者数・上記のうち法定後見等へ移行した人数の後の <u>(人)</u> を削除する。</p>	<p>ご指摘のとおり、修正いたします。</p>
<p>(計画素案の修正)</p> <p>p 39 2) 日常生活自立支援事業の利用推進本人の判断能力がある<u>うちに</u>、 → <u>場合</u></p>	<p>前述の法定後見制度との比較と、日常生活自立支援事業から法定後見への経過を示す説明であるため、“判断能力があるうちに・・・契約に基づき利用” という表現にしております。</p>
<p>(計画素案の修正)</p> <p>p 47 市民後見養成講座 → 市民後見<u>人</u>養成講座 (2か所)</p>	<p>ご指摘のとおり、修正いたします。</p>
<p>(計画素案の修正)</p> <p>p 5 1 住まいるサポート船橋 所管：地域包括ケア推進課 → <u>船橋市社会福祉協議会</u></p>	<p>ご指摘を受け、船橋市社会福祉協議会に変更いたします。</p>
<p>(ご意見)</p> <p>p 1 計画策定の意義の中で、「認知症高齢者や障害者、生活困窮者など、」とあります。生活困窮者は今回の計画の対象者に含まれるのでしょうか。</p>	<p>含まれる場合がございます。理由といたしましては、認知症高齢者や障害者と生活困窮には密接な関係があるからです。最終的な問題が権利擁護の問題でも、相談の端緒が生活困窮から入るということも少なくありません。また、逆に権利擁護支援の一環として生活困窮の解決を図らなければならないこともあります。</p> <p>そのため、権利擁護を必要とする人を発見し、適切な支援につなげるためには、生活困窮と関係する相談機関と密接に連携を図っていく必要があります。</p>

(5) 赤堀久里子委員

ご意見	対応、回答等【事務局】
<p>(計画素案の修正) p 47 具体的な取り組み 【継続】 ○ 権利擁護サポーター養成講座(仮)(現 市民後見養成講座) <u>市民後見人養成講座</u>を行い、権利擁護支援に対する担い手を増やしていきます。 ➡権利擁護サポーター養成講座で統一でしょうか。</p>	<p>市民後見人養成講座につきましては、現在、障害福祉課で行っておりますが、中核機関設置後、今後の在り方については協議を行ってまいります。 現段階で中核機関での実施を検討しております、人材の育成の構想といたしましては、市民後見人の養成に限定せず、幅広い人材の育成(実際に権利擁護支援を必要とする人を発見し支援に繋げる人、直接権利擁護の支援を行う人、日常生活自立支援事業や後見業務に携わる人の育成)を考えております。そのため、市民後見人養成講座ではなく、権利擁護サポーターをいう名称にしております。 計画素案につきましては、市民後見人養成講座と権利擁護サポーター養成講座が混在していることから、権利擁護サポーター養成講座に統一いたします。</p>
<p>(ご意見) p 47 (2) 法人後見の普及、育成、支援 高齢者のための法人後見についての専門性について、もう少し説明を加えていただいても良いかと思いました。</p>	<p>ご意見をもとに、文章を変更いたします。専門性の説明につきましては、個々の事案によって必要な専門性は変わることから、説明を省いております。 追記 →障害者のみならず、高齢者も対象とした新たな法人後見の立上げ支援や運営の助言などを</p>
<p>(ご意見) 用語の説明として、 さーくる(愛称)です。 基幹相談センターも、ふらっとは愛称になります。 市としての表記について当初からの変更があれば、すみません。</p>	<p>用語につきましては、所管課に確認を行い、記載をしてまいります。</p>

(6) 地域福祉課

ご意見	対応、回答等【事務局】
(計画素案の修正) p7 「総人口と高齢者人口の推移」のグラフ中の平成7年の総人口の数値が切れている。	ご指摘のとおり、修正いたします。

9 その他

船橋市成年後見制度利用促進基本計画素案につきましては、今回ご意見いただいた案を反映させ、市長に具申を行い、その後市民に向けてパブリックコメントを行います

10 問い合わせ先

健康福祉局 健康・高齢部
地域包括ケア推進課 認知症対策推進係
TEL 047-436-2558